

郡山市結核予防事業費補助金交付要綱

平成9年4月1日制定
平成12年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2の規定に基づく定期の健康診断を行う学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 この補助金の対象となる経費は、設置者が支弁する法第58条の3に掲げる費用とする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

ただし、千円未満の額については、切り捨てるものとする。

(1) 別表の基準額の欄に定める額

(2) 別表の対象経費の欄に定める額（寄附金その他の収入がある場合は、これらを控除した額。）

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 結核健康診断結果一覧
 - (3) 結核健康診断に要する費用の支払額が確認できる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認めて指示する書類
- 2 前項の規定による補助金の交付の申請は、補助事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する年度から起算して5年間保存しなければならない。

(額の確定通知の省略)

第5条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

結核予防事業費補助金算定基準

基 準 額	対 象 経 費
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>1 医療機関でツベルクリン反応検査を受けた者の延数×418円</p> <p>2 医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数×454円</p> <p>3 医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×478円</p> <p>4 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×506円</p> <p>5 医療機関で直接撮影を受けた者の延数×1,767円</p> <p>6 医療機関で精密検査を受けた者の延数×7,994円</p> <p>医療機関で精密検査を受けた者のうち、直接撮影を省略した場合、その延数×6,494円とし、直接撮影のみの場合は、精密検査を受けた者の延数×1,767円とする。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の3の規定に基づき、学校又は施設の設置者が同法第53条の2による健康診断に支弁した費用。</p>